

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和7年度不正プロ グラム対策ソフトウェ アの利用に係るライ センス契約の更新	東京都千代田区九段南1-2- 1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 森 奈美	令和7年3月17日	株式会社 iTCパート ナース 東京都新宿区新宿1- 36-2 新宿第七葉山ビ ル3階	5011101097564	一般競争入札	1,871,555	1,489,100	79.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和7年度情報セキュリティ対策製品の使用ライセンスの更新	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 森 奈美	令和7年3月19日	キズナ・ジャパン 株式会社 東京都大田区中央1-12-2	9011002008732	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。 サーバー機器の保守業者と当該製品の更新をした業者が異なると、不具合が生じた際の問題の特定が困難となる上、責任の所在が不明確となることから、機器保守業者である左記業者に委託するもの。	1,367,064	1,367,064	100.0%					
令和7年度東京労働局労働基準部監督課におけるデジタル・フォレンジックのソフトウェア保守契約の更新	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 森 奈美	令和7年3月25日	株式会社 ワイ・イー・シー 東京都町田市南町田3-44-45	9012301002748	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。 保守契約の対象とするDF機器、解析ソフト及びバックアップソフトについては、ライセンス管理されているためほかの納入先がなく、左記業者を経由する以外に契約更新の方法がないため。	1,067,000	1,067,000	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。